

負担水準が65%を超える商業地等の固定資産税・都市計画税の 軽減措置の継続を求める意見書

最近の経済状況については、一部の企業では景気回復の兆しが見えてきたと言われながらも、大多数を占める中小企業や小規模事業者については、未だに景気の回復は遅れており、またその実感にも乏しく、依然として厳しい経営を強いられています。

また、税源移譲に伴って所得税と住民税の負担は基本的には変わらないとは言いつものの、定率減税の廃止や所得控除額の違いなどから、小規模事業者のみならず多くの都民の税負担が増大しているばかりか、国民健康保険料などにも影響し、小規模事業者とその家族の生活が圧迫されています。

このような状況の下におきましては、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として平成17年度に創設され、多くの小規模事業者が適用を受けている「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる軽減措置」を廃止することとなると、兆しの見えてきた景気回復に水を差すこととなるばかりか、小規模事業者の経営や生活を圧迫し、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる軽減措置」を平成20年度以降も継続されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成19年12月 日

新宿区議会議長名

東京都知事 へ